

(別紙)

特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて

ーガイドラインー

平成25年9月4日

農林水産省

生産局

農村振興局

別紙 8

1 中古農業機械整備及び評価研修の実施に当たっての留意事項

(1) 中古農業機械整備及び評価研修は、以下の教科内容を標準として実施する。

○ 中古農業機械及び評価研修の教科内容

区 分	学 科	実 技
研修時間	8	8
科 目	1 農業機械に必要な安全装備 2 中古農業機械の性能維持に必要な整備事項 3 中古農業機械の価値評価の方法	1 安全装備の確認、点検及び整備 2 性能維持のための整備 3 評価価値の実際

(2) 研修受講者の活用に当たっては、必要に応じ、研修受講者が整備した農業機械に県内統一の整備済ステッカーを貼付させるとともに、制度資金等による中古農業機械等の導入に当たって整備済ステッカーの貼付機を優先的に導入するよう指導する等の措置を講ずるように努める。

2 農業機械整備施設設置基準

(1) 整備施設の種類

整備施設を、それぞれの業務内容に応じ、次の3分類に区分する。

分 類	呼 称	内 容
小 型 施 設	小型機械整備施設	小型機械の整備を主に行い、かつ、中・大型機械の分解を伴わない定期点検整備が可能な施設で、(2)の施設基準の小型施設の基準及び(3)の管理基準に適合するもの
中 型 施 設	中型機械整備施設	中型機械の整備を主に行う施設で、(2)の施設基準の中型施設の基準及び(3)の管理基準に適合するもの
大 型 施 設	大型機械整備施設	大型機械の整備を主に行い、かつ、中古農業機械の再生整備及び機能確認が可能な施設で、(2)の施設基準の大型施設の基準及び(3)の管理基準に適合するもの

- (注) 1 小型機械とは、歩行型トラクター、歩行型田植機、バインダー、動力脱穀機、動力噴霧機（可搬型）、動力散布機（背負型）等の農業機械をいう。
- 2 中型機械とは、乗用型トラクター（40PS 未満）及びその作業機、乗用型田植機（5条植え以下）、コンバイン（3条刈り以下）、スピードスプレヤー（薬液吐き出し量 50 ℓ/分未満）等の農業機械をいう。
- 3 大型機械とは、乗用型トラクター（40PS 以上）及びその作業機、乗用型田植機（6条植え以上）、コンバイン（4条刈り以上）、スピードスプレヤー（薬液吐き出し量 50 ℓ/分以上）等の農業機械をいう。

(2) 施設基準

① 従業員

次の各号の一に該当する者が、整備に従事する従業員の数を3で除して得た数以上であること。

- ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級若しくは2級農業機械整備技能士、職業訓練指導員（農業機械整備）、職業訓練指導員（自動車整備）であって中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械整備の職業訓練課程を修了した者であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者
- イ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく1級若しくは2級自動車整備士であって中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は3級自動車整備士であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者
- ウ 農林水産省農林水産研修所における農機安全整備技術研修又は高性能農業機械整備技術研修を修了した者であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者
- エ 全国農業協同組合連合会が認定した農業機械指導技師であって中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械技術指導士であって中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者
- オ アからエまでに掲げる者と同等以上の技術を有する者

② 屋内作業場

整備施設の屋内作業場のうちの現車整備及び分解品整備に供する部分の面積が、おおむね次のとおりであること。

整備施設の分類	面積
小型施設	75平方メートル
中型施設	150平方メートル
大型施設	300平方メートル

③ 車両置場

整備施設の車両置場（屋外作業場を含む。）の面積が、現車整備及び分解品整備に供する部分の面積と同じ又はそれ以上であること。

④ 機械設備等

ア 機械設備

次の機械設備を有すること。

品名	規格	小型 施設	中型 施設	大型 施設	摘要
1 エンジン関係					
(1) 圧縮ゲージ 〃	ガソリン用 ディーゼル用		◎ ◎	○ ◎	対象とするエンジンのアダプターを用いる必要がある。
(2) ノズル・テスター	200kgf/cm ² 以上	○ ◎ ◎			
(3) バルブ・リフター		○ ◎ ◎			
(4) 温度計	200℃	○ ◎ ◎			
(5) ピストン・リング・ツール		○ ◎ ◎		自製可能	
(6) ラジエーター・キャップ・テスター			◎ ◎		
(7) 噴射ポンプ・テスター				○ 外注可能な場合は不要	
2 シャン関係					
(1) タイヤ・ゲージ		◎ ◎ ◎			目盛の細かいものが好ましい。
(2) シャン・リブ・リフター			○ ○		
(3) オイル・バケツ・ポンプ			○ ○		
(4) ガレージ・ジャッキ	2トン級 3トン級以上	○ ◎		◎	
(5) トーイン・ゲージ			○ ○		
(6) サイド・スリップ・テスター	定置式			○	
(7) ブレーキ・テスター	軸重3トン以上			○	
(8) インパクト・レンチ(各種)		○ ◎ ◎			
3 電気関係					
(1) バッテリー比重計		◎ ◎ ◎			デジタル式が望ましい。 急速充電と普通充電の切り換えがある 充電器が望ましい。
(2) サーキット・テスター		◎ ◎ ◎			
(3) 充電器		◎ ◎ ◎			
(4) ヘッドライト・テスター	集光式			○	
4 計器関係					
(1) 直定規	1m程度		◎ ◎		
(2) 回転計		○ ○ ○			

品名	規格	小型施設	中型施設	大型施設	摘要
(3) トルクレンチ	600kgf・cm 程度	○	◎	◎	動力噴霧機用 レッドチェック用
〃	1300kgfcm 程度	○	◎	◎	
〃	2600kgfcm 程度 (アダプター付)		◎	◎	
(4) ケイブル・ゲージ付 マグネチック・スタント			◎	◎	
(5) マイクロ・メーカー(一式)	0～125mm		◎	◎	
(6) Vブロック(組)			◎	◎	
(7) 標準圧力計				○	
(8) き裂点検器			◎	◎	
(9) 異音聴診器			○	○	
(10) 硬度点検ヤシ	4本組		○	○	
(11) 油圧ゲージ			◎	◎	
(12) ハイス		◎	◎	◎	
5 一般設備関係					
(1) 温水洗浄機		○	◎	◎	
(2) チェーン・ブロック	2トン級		◎	◎	エア・トランスホーマー付低圧型
(3) 天井クレーン				○	エア・トランスホーマー付高圧型
(4) 油圧プレス	15トン級		◎	◎	エア・トランスホーマー付高圧型
(5) エア・コンプレッサー	0.75KW 級	◎			小型施設は小型
〃	2.2KW 級		◎		
〃	3.7KW 級			◎	
(6) 部品洗浄槽		◎	◎	◎	
(7) オート・リフト			○	○	
(8) トラクター・ミッション分解台			◎	◎	
(9) ベアリングブローラー		○	○	◎	
6 加工関係					
(1) 電気ドリル	10φ級まで使用できるもの	◎	◎	◎	
(2) 卓上ボール盤	13φ	○	◎	◎	
(3) 卓上グラインダー		◎	◎	◎	
(4) ポータブル・サンダー又は デスク・グラインダー	150φ		◎	◎	
(5) ポータブル・グラインダー	100φ		○	○	
(6) スプレーガン		○	○	○	

品名	規格	小型施設	中型施設	大型施設	摘要
(7) 電気溶接装置	150A 程度		◎	◎	出張整備用 フェンダー・ツール程度のもの
(8) ガス溶接装置		○	◎	◎	
(9) エンジン付電気溶接機	900mm × 900mm		○	○	
(10) 板金工具類			○	○	
(11) 定盤		○	○	○	

(注)◎は必要なもの、○印はあることが望ましいものである。

イ 移動整備車

整備施設の事業内容に適応した移動整備車を保有すること。

(3) 管理基準

① 整備関係事務に関する事項

営業事務に必要な帳簿類のほか、次の記録簿類を備えていること（電子計算機等によるデータ管理でも可）。

ア 機械設備台帳（購入年月、購入費、取付費、減価償却した残の簿価等）

イ 整備作業台帳（再販用整備作業台帳を含む。整備売上傳票控でも可。）

ウ 部品、材料受払台帳

エ 得意先カード（ユーザー名及び整備の記録併用）

オ 機械設備配置図（配置図及び作業の流れを示す図表）

② 整備技術に関する事項

整備技術については、次の事項が満たされていること。

ア 整備の責任者を置く等整備の責任体制が定められていること。

イ 整備用の機械、計器類の保守管理が適切に行われていること。

ウ 整備に関する技術的基準類が整備されていること。

エ 整備能力に適応して適切な部品の確保及び管理が適切に行われていること。

(3) 施設及び労務管理に関する事項

整備施設及び労務管理については、次の対策が講じられていること。

ア 火災予防並びに危険物の保管及び取扱いに関する対策が講じられていること。

イ 作業場における作業の部署を区割する等施設管理に対する考慮が払われていること。

ウ 従業員の就業及び給与等に関する規約が定められていること。

エ 整備に従事する従業員の整備技能の訓練に関する具体的な対策が講じられていること。

3 農業機械整備施設の認定の実施方法等について

- (1) 整備施設の認定を受けようとする農業機械整備事業者（以下「事業者」という。）は、整備施設ごとに農業機械整備施設認定申請書（別記様式第1号）を農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき都道府県において事業を行う農業団体、中央農業団体、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき認可された農業機械団体等を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の申請があったときは、当該整備施設の施設内容等について審査を行うほか、必要に応じて実態調査等を実施し、設置基準の1の分類による認定を行うとともに、当該事業者に対し認定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

また、これを認定しないときは、理由を付してその旨当該申請者に通知するものとする。

なお、認定に際し、2(2)設置基準の2の②及び③の屋内作業場及び車両置場に関する面積要件については、設置基準に示した分類別の面積のおおむね20%減のものまで当該分類に適合するものと判定することができるものとする。

また、知事は審査に際し、専門知識を有する者の助言等を得ることができるものとする。
- (3) 認定に当たっては、認定書に設置基準の分類、呼称ごとの認定番号を付すこととし、認定番号に付す分類、呼称の略称は、小型機械整備施設については「小型」、中型機械整備施設については「中型」、大型機械整備施設については「大型」とする。
- (4) (3)の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定書を屋内の見やすいところに掲示するとともに、その旨の標識（別記様式第3号）を掲示するものとする。
- (5) 認定事業者は、次の各号に該当するときは、直ちに届出書（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。
 - ① 氏名（名称及び代表者の氏名）を変更したとき
 - ② 合併をしたとき
 - ③ 整備施設の設置場所を変更したとき
 - ④ 整備施設を改廃又は譲渡したとき
- (6) 知事は、必要があると認める場合には、認定事業者の整備施設の施設内容等について調査を行い、その結果、設置基準に適合していないと認めたときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。
- (7) 知事は、認定事業者が(6)の指示に従わないときは、その認定を取り消すものとする。
- (8) 知事は、当該施設について(2)の認定を受けない者、(7)により認定を取り消された者又は整備事業を廃止した者が(4)の認定書、標識又はこれに類似するものを掲げないように関係団体等を指導するものとする。
- (9) 知事は、整備施設の認定に関し、(1)から(8)までに掲げた事項及びその他必要と認める基準等を内容とする要綱等を定めるものとする。

別記様式第1号

農業機械整備施設認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名） 印
電話

農業機械整備施設設置基準に基づく整備施設の認定を受けたいので、整備施設概要書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 整備施設名
- 2 施設所在地
- 3 認定を受けようとする分類呼称

（日本工業規格A4）

（注）氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

整備施設概要書

事業者の実態			整備施設の実態			
項目内容			項目	整備施設		
				内容	判定	
1	事業者の住所		1	整備施設名		
2	事業者の氏名 (名称及び代表者の氏名)		2	所在地		
3	営業内容	農業機械専業 ()	3	従業員数	人	
		兼業 ()		うち整備に従事する従業員数	人	
				(有資格者数)	人	*
4	資本金 (法人の場合のみ)	百万円	4	屋内作業場面積 (分解品整備面積を含む)	m ²	
5	整備施設数	か所				
6	従業員数	人	5	車両置場	m ²	*
	うち農業機械担当員数 a+b+c	人	6	機械設備	点	*
	(整備担当員数 a)	人	7	移動設備車	台	*
	(販売担当員数 b)	人	8	管理基準	(適合・不適合)	*
	(整備及び販売兼務担当員数 c)	人	9	認定を受けようとする分類呼称		*

- (注) 1 *欄は記入しないこと。
 2 ()内へは、該当のものに○印を記入すること。
 3 事業者の実態の欄には、事業者の全体について記入すること。
 4 有資格者の内訳(資格の名称及び氏名)を添付すること。
 5 機械設備については、品名及び台数等を添付すること。

別記様式第 2 号

(表面)

農業機械整備施設認定書	年 月 日
殿	県知事 印
農業機械整備施設設置基準に基づき下記のとおり認定する。	
記	
整備施設名	
施設所在地	
分類呼称	
認定番号	

(日本工業規格 A 4)

(裏面)

標識掲示上の注意
1 この認定書は、屋内の見やすいところに掲示すること。
2 この認定書に係る整備施設の改廃若しくは譲渡、設置場所の変更、氏名若しくは名称の変更又は認定事業者の合併があった場合には、その内容等を都道府県知事に届け出ること。
3 都道府県知事の認定を受けない者、認定を取り消された者又は整備施設を廃止した者は、農業機械整備施設認定書、分類呼称の標識又はこれらに類似するものを掲げないこと。

別記様式第 3 号

県（中型）第 号
中型機械整備施設
この施設は、農林水産省制定の農業機械整備施設設置基準に適合するものである。
県知事

360

- (注) 1 農業機械整備施設の標識は、図示の例により、上段に都道府県の認定番号を、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。(例示は、中型機械整備施設に係るものである。)
- 2 寸法の単位はミリメートルとする。
- 3 標識は、金属製、合成樹脂又は木製とする。
- 4 標識の塗色は、金色に黒文字とする。

別記様式第 4 号

農業機械整備施設改廃等届出書		年 月 日
県知事 殿		
届出人	認定番号	県（ ）第 号
住所		
氏名（名称及び代表者の氏名） 印		
電話		
年 月 日付けで認定を受けた農業機械整備施設の内容等に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。		
記		
氏名、名称の変更	旧 新	
設置場所の変更	旧 新	
整備施設の改廃	改廃の内容	
整備施設の譲渡	譲渡を受けた者の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）	
事業者の合併	新しい整備施設概要書	

（日本工業規格 A 4）

- (注) 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 届出事項については、その他知事が必要と認める事項を加えることができる。